

かながわ子ども支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子どもの貧困対策に関する有識者等の意見を聴取し、神奈川県の子どもの貧困対策に反映させるため、かながわ子ども支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 協議会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 神奈川県の子どもの貧困対策の推進に関すること。
- (2) その他子どもの貧困対策に関し、必要な事項

(構成員)

第3条 協議会は、子どもの貧困対策に関する学識経験を有する者等から選定した者をもって構成する。

- 2 協議会の構成員（以下「構成員」という。）は15名以下とする。
- 3 構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の途中で構成員の変更があった場合は、変更後の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 協議会の構成は、別表のとおりとする。

- 2 協議会に会長と副会長をそれぞれ1人置く。
- 3 会長は、構成員の互選により定め、副会長は、会長の指名した者をもって充てる。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、副会長は会長を補佐する。
- 5 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて開催する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に選任された構成員の任期は、平成32年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	人 数
学識者	4名以下
関係団体	6名以下
行政	4名以下
県民（公募委員）	1名
合 計	15名以下